法規的告示

○文部科学省告示第六十七号

高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第五条第五項の規定に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則第五条第五項の規定に基づき、知識及び技能に関する審査を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月十四日

文部科学大臣　阿部　俊子

高等学校卒業程度認定試験規則第五条第五項の規定に基づき、知識及び技能に関する審査を定める件の一部を改正する告示

高等学校卒業程度認定試験規則第五条第五項の規定に基づき、知識及び技能に関する審査を定める件（平成十七年文部科学省告示第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

試験科目	審査の実施団体	名称	免除に相当する級（情報の項にあっては、免除に相当する試験の区分）
［略］	［略］	［略］	［略］
英語	公益財団法人日本英語検定協会	実用英語技能検定	一級、準一級、二級、準二級プラス又は準二級
	公益財団法人全国商業高等学校協会	英語検定試験	一級又は二級
	公益財団法人日本国際連合協会	国際連合公用語英語検定試験	特Ａ級、Ａ級、Ｂ級又はＣ級
情報	独立行政法人情報処理推進機構	情報処理技術者試験	ＩＴパスポート試験

改正前

試験科目	審査の実施団体	名称	免除に相当する級
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
英語	公益財団法人日本英語検定協会	実用英語技能検定	一級、準一級、二級、準二級プラス又は準二級
	公益財団法人全国商業高等学校協会	英語検定試験	一級又は二級
	公益財団法人日本国際連合協会	国際連合公用語英語検定試験	特Ａ級、Ａ級、Ｂ級又はＣ級

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第千二百九号

外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三百二十五号）第三条の規定に基づき、平成二十八年農林水産省告示第千四百九十六号（外国人漁業の規制に関する法律施行令第三条の農林水産大臣の指定する船舶）を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年八月十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

外国人漁業の規制に関する法律施行令第三条の農林水産大臣の指定する船舶は、国際的な枠組みによって公表されている次の表の第二欄に掲げる船名、同表の第三欄に掲げる国際海事機関船舶識別番号及び固有の船舶識別子又は同表の第四欄に掲げる呼出符号により特定される船舶とする。

番号	船名	国際海事機関船舶識別番号及び固有の船舶識別子	呼出符号
1	ABISHAK PUTHA 3	417000878	4SFXXXX
2	ABUNDANT 1	—	CPA 226
3	ABUNDANT 12	—	CPA 202
4	ABUNDANT 3	—	CPA 201
5	ABUNDANT 6	—	CPA 221
6	ABUNDANT 9	—	CPA 222
7	ACROS NO.2	—	—
8	ACROS NO.3	—	—
9	AKASH	—	—
10	AL'AMIR MUHAMMAD	—	—